

平成 3 1 年

上尾市教育委員会 4 月定例会 議案

## 議 案 名

- 議案第 2 0 号 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正する規則の制定について ----- 1
- 議案第 2 1 号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ----- 2
- 議案第 2 2 号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ----- 5
- 議案第 2 3 号 上尾市学校施設更新計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令の制定について ----- 6
- 議案第 2 4 号 上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について ----- 7
- 議案第 2 5 号 上尾市学校運営協議会委員の任命について ----- 8



## 議案第20号

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を  
改正する規則の制定について

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を改正  
する規則を次のように定める。

平成31年4月19日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部を  
改正する規則

上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則（平成13年  
上尾市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号  
とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第13条第1項に規定する館  
長

第3条第2項を同条とする。

第5条を削る。

第6条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6  
条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

## 提案理由

図書館に置く職を変更したことに伴い、規定の整備をしたいので、この  
案を提出する。

## 議案第 2 1 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号イ中「処理する」を「処理させる」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項中「並びに図書館長及び図書館次長」を「、図書館長」に改める。

第 6 条の表教育長の項第 2 号中「（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長）」を削り、同表部長の項第 1 号中「（図書館が所掌する事務に係る事案については、図書館長）」を削り、同項第 2 号中「図書館次長」を「図書館長」に改め、同表図書館長の項を削り、同表課長又は図書館次長の項中「図書館次長」を「図書館長」に改める。

第 1 3 条を次のように改める。

（図書館長の専決事項）

第 1 3 条 図書館長の専決することができる事項は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

別表第 1 の 9 の項第 3 号イ中「、図書館長」を削り、同号ウ中「及び課長」を「、課長及び図書館長」に改め、同項第 5 号イ中「、図書館長」を削り、同号ウ中「及び課長」を「、課長及び図書館長」に改め、同項第 7 号イ中「、図書館長」を削り、同号ウ中「及び課長」を「、課長及び図書館長」に改め、同項第 9 号イ中「、図書館長」を削り、同号ウ中「及び課長」を「、課長及び図書館長」に改める。

別表第 2 教育総務部教育総務課の表 4 の項第 2 号ア中「、図書館長」及び「、図書館副館長」を削り、「図書館次長」を「図書館長」に改め、同項第

7号イ中「、図書館長」及び「、図書館副館長」を削り、「図書館次長」を「図書館長」に改め、同項第8号エ中「、図書館長」及び「、図書館副館長」を削り、「図書館次長」を「図書館長」に改め、同項第9号イ中「、図書館長」及び「、図書館副館長」を削り、「図書館次長」を「図書館長」に改め、同項第11号イ中「、図書館長」及び「、図書館副館長」を削り、「図書館次長」を「図書館長」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

図書館長専決事項

事項		事務
1	庶務に関する事項	(1) 公簿を閲覧させること。 (2) 公簿による証明をすること。 (3) 公簿によらない証明（輕易なものに限る。）をすること。 (4) 証明書、許可証等を書き換えし、又は再交付すること。 (5) 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等（輕易なものに限る。）をすること。 (6) 通知書、督促状、請求書、申請書、申告書、届出書、照会書、依頼書、回答書、事前協議書その他これらに類する書面を受理すること。 (7) 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。
2	事務分掌及び服務に関する事項	(1) 主幹以下の職にある所属職員を図書館のグループに配置すること。 (2) リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。 (3) 所属職員の事務の分担を決定すること。 (4) 図書館長を補佐する職員を指名すること。 (5) 所属職員の遅参、早退、年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。 (6) 所属職員の時間外勤務命令をすること。 (7) 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 (8) 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。 (9) 所属職員の旅行命令（研修に関する旅行命令を除く。）を発すること。 (10) 所属職員について、勤務時間条例第5条

		の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
3	行政不服審査法に基づく審査請求に関する事項	審査請求書を受領すること並びに弁明書及び書類その他の物件の提出をすること。
4	情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項	(1) 行政文書の公開決定等を行うこと。 (2) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等を行うこと。
5	後援名義の使用承認及び教育委員会教育長賞の交付に関する事項	(1) 後援等名義の使用の承認（定例的な事業に関するものに限る。）を行うこと。 (2) 教育委員会教育長賞の交付の決定（定例的な事業に関するものに限る。）を行うこと。
6	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	上尾市図書館瓦葺分館集会室の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。
7	教育機関の管理に関する事項	(1) 図書館、分館及び公民館図書室の資料の選択を行うこと。 (2) 図書館資料の寄贈及び寄託を受けること。 (3) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用団体を登録すること。 (4) 視聴覚教材教具を選択すること。 (5) 視聴覚教育講習会の認定書及び修了書を交付すること。
8	教育財産の管理に関する事項	(1) 図書館、分館又は公民館図書室の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。 (2) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。 (3) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。

#### 附 則

この訓令は、令和元年5月1日から施行する。

#### 提案理由

図書館に置く職の変更に伴う図書館長の専決事項等の変更をしたいので、この案を提出する。

## 議案第 2 2 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成 2 0 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表 2 の項中「（図書館の所掌事務を掌理する主席副参事を除く。）」を削り、同条第 2 項の表 2 の項を削り、同表 3 の項中「図書館次長」を「図書館長」に改め、同項を同表 2 の項とし、同表中 4 の項を 3 の項とし、5 の項から 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

## 提案理由

図書館に置く職の変更に伴い、規定を整備したいので、この案を提出する。

## 議案第 23 号

上尾市学校施設更新計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令の  
制定について

上尾市学校施設更新計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令を次の  
ように定める。

平成 31 年 4 月 19 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市学校施設更新計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令  
上尾市学校施設更新計画策定委員会設置規程（平成 29 年上尾市教育委員  
会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め  
る。

別表第 1 中「教育総務部図書館次長」を「教育総務部図書館長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 提案理由

図書館に置く職の変更に伴い、規定を整備したいので、この案を提出す  
る。

議案第24号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について  
上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成31年4月19日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

1 委嘱 [任期：令和2年10月31日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
はぎわら やすひこ 萩原 康彦	上尾市二ツ宮 在住	上尾市スポーツ推進委員 連絡協議会会長	新任

2 任命 [任期：令和2年10月31日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
みすみ まさとし 三角 正敏	上尾市立中央小学校 勤務	上尾市小学校体育連盟会長	新任
たきざわ まこと 瀧澤 誠	上尾市立上平中学校 勤務	上尾市中学校体育連盟会長	新任

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会委員に欠員が生じたため、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）第4条の規定により、その後任として委嘱又は、任命したいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市学校運営協議会委員の任命について

上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

平成 31 年 4 月 19 日提出

上尾市教育委員会教育長 池野 和己

記

任命 [任期：令和 2 年 3 月 31 日まで]

上尾市立大石南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
4号委員	<small>あらい とおる</small> 新井 透	北本市高尾在住	元教頭	新任

提案理由

上尾市立大石南小学校に設置される学校運営協議会の委員を 1 名、追加で任命したいので、この案を提出する。